

国際税務レポート

2020 Autumn



目次

1. 国内税務情報（国際関係）	3
2. 海外税務情報	7

※2020年9月現在の情報を掲載しております。



1. 国際税務情報（国際関係）

1. 国際税務情報（国際関係）

No.	情報発表日	区分	リソース	項目	概要・解説	参照URL
1	2020/6	税制	国税庁HP	税制	「独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類（ローカルファイル）作成に当たっての例示集」の改訂	https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/takokuseki_00.pdf
2	2020/6	税制	国税庁HP	税制	「移転価格税制に係る文書化制度（FAQ）」の改訂	https://www.nta.go.jp/taxes/s hiraberu/kokusai/takokuseki/pdf/04.pdf
3	2020/6	税制	財務省	租税条約	「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令」の新旧対照表	https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2020/syourei/shinkyu/jittokuki2.pdf
4	2020/6/29	税制	国税庁HP	税制	「所得税基本通達の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）	https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shotoku/kaisei/200629/index.htm
5	2020/6/30	税制	国税庁HP	税制	法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）	https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/2006xx/index.htm
6	2020/7	税制	財務省HP		新型コロナウイルスに関する寄附金の指定	https://www.mof.go.jp/tax_policy/coronavirus-kihukin.pdf

1. 国際税務情報（国際関係）

No.	情報発表日	区分	リソース	項目	概要・解説	参照URL
7	2020/7	税制	国税庁HP	税制	「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」の更新	https://www.nta.go.jp/taxes/hiraberu/kansensho/faq/index.htm
8	2020/7/22	租税条約	財務省HP	租税条約	セルビアとの租税条約署名	https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20200722ser.html
9	2020/7/27	租税条約	財務省HP	租税条約	BEPS防止措置実施条約の適用される条約の増加 オマーン条約	https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20200727mli.htm
10	2020/8/18	租税条約	財務省HP	租税条約	ジャマイカとの租税条約発効	https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20200818Jam.htm
11	2020/9	税制	経団連HP	税制改正	令和3年税制改正に関する提言	https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/076_honbun.html#s4
12	2020/9/25	租税条約	財務省HP	租税条約	ウズベキスタンとの新租税条約発効	https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20200925Uzb.html
13	2020/9/25	租税条約	財務省HP	租税条約	ウズベキスタンとの新租税条約発効	https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20200925Uzb.html

1. 国際税務情報（国際関係）

新型コロナウイルス感染症による経済状況の悪化の移転価格へのインパクト

経団連の令和3年税制改正の提言では、以下のように新型コロナウイルス感染症による経済の落ち込みを踏まえた臨時的移転価格ガイドラインの整備及び執行等

今次感染症の下で、世界各国が異例となる経済状況に直面している中で、移転価格税制を過度に執行することのないように配慮しつつ、OECDとして以下の項目を含め、追加のガイドラインを早期に公表することが必要である。その際、以下の対応を講じることを検討すべきである。

- 移転価格の経済分析におけるマクロ補正等の柔軟な取り扱い。
- 異常事態に起因し生じる異常損失の定義の明確化。また当該損失は、企業にとって不可抗力との性質に鑑み、上記①の〈Amount B〉^注でも述べた通り、グループ会社所在の各国における損失処理を認めるという特例的な取り扱いを認めること。
- 比較可能性分析で複数年度データを使用するものの、その一部が今次感染症の影響を受けている場合における、必要なデータの入手可能性や差異調整に係るガイダンス。
- 移転価格調整金が発生した場合の関税への影響と各国の税務上の指針。等

経団連HPより引用

注 Amount Bは、2019年OECD新国際課税ルール案第1の柱において示された市場国において行われる基本的な販売・流通活動に対する一定割合の利益である「ベースライン利益」を市場国に帰属させる考え方



2. 海外税務情報

2. 海外税務情報

南北アメリカ



ブラジル

ブラジル税務当局、デジタル税務帳簿システムを更新

ブラジル連邦歳入局は9月28日、法人所得税(IRPJ)および法人利益に係る社会負担金(CSLL)の税務情報報告システム(デジタル税務帳簿システム(ECF))のバージョン6.0.9への更新をリリースした。この更新には、次の改善が含まれている。

1. プログラム検証時間の短縮
2. ECDデータのリカバリータイム短縮のためのデジタル会計帳簿(ECD)アルゴリズム搭載

納税者はバージョン6.0.8を使用してECFファイルを送信することも可能となっている。



メキシコ

メキシコ、無効なインボイスを発行する納税者リストを官報に掲載

メキシコの公式官報は10月2日、No.500-05-2020-23302およびNo.500-05-2020-23303を発行した。官報には資産、人員、インフラストラクチャ、商品またはサービスの提供能力がないにも関わらずインボイスを発行した企業および個人の納税者が掲載されている。官報に掲載された納税者は、インボイスに関連する業務の存在を証明する証拠を提出することにより、15日以内に官報への掲載に対する異議を申し立てることができるとされている。



カナダ

カナダ税務裁判所、雇用者の旅費に係る税額控除を明確化

カナダの税務裁判所は9月30日、通勤旅費を必要経費として認める決定を下した。主に自宅で働いていた営業担当者が会議に出席するための自宅オフィスから勤務先オフィスへの通勤旅費について必要経費として認められる。

カナダの国家歳入大臣は、勤務先オフィスと自宅の間の旅費は個人旅費であると主張して必要経費として控除することを否認したが、税務裁判所は、納税者の自宅から雇用主の事務所への通勤は、次の理由から業務上の旅費として適格であると判断し、必要経費として控除することを認めた。

1. 雇用主は、納税者である被雇用者に業務の9割を自宅オフィスで行うように要求した。
2. 納税者が勤務先のオフィスで業務を行うために使用する適切な事務所設備を保有していなかった。

2. 海外税務情報

南北アメリカ



アメリカ

複数の州、関連会社間取引から生ずる課税漏れに対し、取り締りを強化
米国税法第482条に定められている
独立企業間基準では、親会社と関連会社は、当事者が関係していないかのように資産の譲渡価格を設定する必要があると規定されている。州は、多くの多国籍企業によって自主的に報告された課税所得と移転価格の独立企業間基準を反映した所得との間にかなりのギャップがあることに注目している。

損失の見積もりは本質的に困難であるが、一部の州では実際に支払うべき金額の3分の1しか収集していない可能性があるためIRS職員の見積もり報告が行われており、十数の州が企業の租税回避スキームに対してより積極的に動いており、会社間の利益移転によって失われた数十億ドルもの税額を取り戻すための戦略の用意があるとされている。

この新たな戦略により、大規模な多国籍企業からの徴税を2倍または3倍にする可能性がある、州と協力しているエコノミストは語っている。

具体的な戦略の中身としては、主に南東部の州は、情報を共有し、移転価格税制を目的とした監査戦略について話し合うため毎月会合を開いている。

また、いくつかの州はコンサルタントと協力して、監査チームの訓練を行い、監査対象の選定や法人税申告書をレビューするための分析フレームワークの構築を行っている。

一方で、ノースカロライナ州とインディアナ州の2州は納税者にアメとムチの両方を提供している。8月1日、ノースカロライナ州は短期移転価格恩赦プログラムを開始した。

また、インディアナ州は4月に、最初で唯一の州レベルの事前価格協定

(APA)プログラムを開始している。このプログラムにより、企業と歳入庁は、将来の取引のための移転価格方法論について合意し、費用と時間のかかる法廷闘争の回避が可能となる。

(米国内国歳入法482条は国内取引についても適用されます。)

2. 海外税務情報

アジア



タイ

外国資本誘致措置の公表

9月23日、外国資本のタイ国内投資の促進を目的として、以下のとおりVAT税率の減免、法人税の減免に関する政令を公布した。

1. 2017年10月1日から2021年9月30日まで間における商品やサービスに係る売上及び輸入につき、VATの税率を6%に引き下げる
2. 自動化促進に係る法人税免除の適用要件
3. 2013年1月1日から2020年12月31日までの間、高度なスキルを有する従業員に対する給与の50%を上限として法人税免除が適用されること(1月あたり10万バーツが限度)
4. 2019年1月1日から2020年12月31日までの間における、認定研修や教育に従業員を派遣している雇用主に対する研修費の150%損金算入



インドネシア

デジタル事業者のサービスへ10%のVAT課税

インドネシア財務省および税務当局はアマゾン・ウェブ・サービス、グーグル、グーグル・アジアパシフィック、グーグル・アイルランド、ネットフリックス・インターナショナル、スポティファイの6社が提供するサービスに対する対価に10%の付加価値税(VAT)を8月1日より徴収すると発表した。

財務大臣規則第48号によると、インドネシアに恒久的施設(PE)を持たない外国企業が、ストリーミング映画・音楽、オンラインゲーム、ビデオ電話などを含むデジタル製品やサービスをインドネシアで販売し、1年間の売上が6億ルピア以上もしくは年間のユーザー数が1万2千人以上の条件を満たすと、VAT課税の対象とみなされる。



フィリピン

法人税の申告手続き 移転価格関連文書の提出義務化

フィリピン内国歳入庁は、関連当事者間取引に係る法人税の確定申告時の提出様式の改定を発表した。改定された様式には、記載内容に関連する書類も添付すべきことが規定され、移転価格に関する文書も含まれる。

今回の措置は、法人税の申告手続きの際に、移転価格関連文書を一律に提出することを義務化したことがポイントである。罰則もあり、書類の提出がない場合には1千~2万5千ペソの過料が課される。



ベトナム

コロナ対策減税(法人税)

9月28日、ベトナム財務省は、2020年8月3日に施行されたコロナ対策減税の一環である2020年度の企業向け法人税減税に関する政令を公布した。また、併せて以下の内容が公表されている。

1. 2020年度の売上が2,000億ドン(約860万米ドル)を超えない法人につき、同年度の法人所得税を30%減税すること
2. 本制度の適用要件
3. 新設、解散や合併・分割などのM&Aがある企業における本制度の適用基準
4. 2020年度の売上が2,000億ドンを超えない見込である場合には、四半期ごとの見込納付時における納税額につき、30%減額後の70%相当額を予定納付すること

2. 海外税務情報

アジア



中国

税制優遇などで集積回路(IC)・ソフトウェア産業への支援強化

8月4日、中国国務院は、「新たな時期にIC・ソフトウェア産業の質の高い発展を促進するための若干の政策に関する通知」を発表した。

より高度な技術を有する企業に対し、税制面での支援などを強化した。

具体的には、回路線幅が28ナノメートル以下の半導体チップメーカーで、かつ経営期間が15年以上のIC製造企業に対して、黒字化した年から10年間法人税を免除すること、重要なIC設計企業とソフトウェア企業に対しては、法人税を5年間免除し、その後は税率10%とすることなどを盛り込んだ。

通知では、IC・ソフトウェアの研究開発体制は国を挙げて構築すると提起し、ハイエンドチップ、IC製造プロセス、重要な材料、設計ツール、基礎ソフトウェアなどの分野で中核技術の前進を果たすとした。

また、ソフトウェアの品質や安全性、開発管理などにおける国家標準の適用、ICの標準システムの整備などを通じて、競争力の向上を図るとしている。

このほか、国際協力の促進も強調した。国外の大学・研究機関との協力や、中国企業による国際標準化作業への積極的な参与、国外でのR&Dセンター設立を支援することで、中国のIC・ソフトウェア産業の海外進出を推進するとした。

2. 海外税務情報

オセアニア



オーストラリア

オーストラリア財務省 新型コロナウイルスによる小規模事業者向け優遇税制公表

10月2日にオーストラリア財務省は、新型コロナウイルスの感染拡大による小規模事業者向けの優遇税制を公表した。

発表により、優遇税制の対象が拡大され、年間総収入が1,000万豪ドルから5,000万豪ドルの企業が含まれることが明らかとなった。

また、発表では以下の優遇措置が盛り込まれている。

1. 7月1日以降の特定の前払費用および初期費用の損金算入
2. 2021年4月1日以降の駐車場および業務用の携帯電子機器を従業員へ提供した場合にかかる付加給付税の47%相当額の免除

3. 2021年7月1日より、GDP調整をした国税の分割払いを納税者に認め、対象品目の物品税の決済、および簡便な会計処理を対象会社へ導入
4. 2021年7月1日から始まる課税期間の所得税計算に2年間の修正期間を付与

2. 海外税務情報

ヨーロッパ



ドイツ

2020年税制改正草案を可決

ドイツ政府は、中小企業の促進及び脱税の防止のための財政法案を可決した。

当該法案は、下記の点が考慮されている。

1. 適格基準を簡素化することにより、中小企業の投資控除と特別償却を改善する。
2. 2021年12月31日まで、短期労働手当に対する雇用者補助金の免除を延長する。
3. 家賃が最低50%引き下げられた場合、賃貸住宅の所有者が広告費を控除することを許可する。
4. 2030年の気候保護プログラムのための移転手当を支給する。
5. 資本資産損失の相殺を制限し、VATのリバースチャージのメカニズムを拡大することにより、脱税を防止する。

6. VAT及び政府機関間のデータ交換のデジタル化を強化する。
7. 給与が放棄又は転換、遺言者による還付請求、非課税資産の債務控除が減額された場合の課税関係を明確にする。



フランス

2021年財政法案を検討

フランス政府は、2021年の財政法案の審議を承認した。

当該法案は、下記の点が考慮されている。

1. デジタル市場のVAT制度を変更する規則の発行を2021年7月1日まで延期する。
2. 承認された管理機関のメンバーでない専門家の特定の収入に適用される25%の増加を段階的に廃止する。
3. 選択可能なVATグループ制度を廃止する。
4. セールアンドリースバックにおける建物の売却によるキャピタルゲインの分散のための措置を再構築する。
5. 第三者に委託された研究のための研究税額控除の計算手順を調和させる。

6. 資産の再評価による税効果の中立化にする一時的な措置を導入する。
7. 異なるVAT税率の対象となる部分を含む単一のオファーに対する最高税率申請のEU共通VAT指令を実施する。
8. 再生可能エネルギーの税額控除を強化し、電気自動車の取得及び充電ポイントの設置に対する控除を許可する。
9. 運送車両に対する特別税及び社用車に係る税を含む、自動車税の手続きと方法を合理化する。

2. 海外税務情報

ヨーロッパ



イギリス

コロナウイルス対策税金支援措置

9月24日、英国歳入関税庁はCOVID-19感性拡大を踏まえて、さらに新しい支援措置を発表した。

1. VAT税率

政府は1月に実施予定だった観光およびホスピタリティ部門の企業のVAT税率の20%への引き上げを中止し、2021年3月31日までVAT税率を暫定的に5%に引き下げた。

2. 納付期限の延長

2020年初頭からVATの納付期限は2021年3月に一括で支払うとして延長された。

企業の2021-22年度VAT納付額については、11回に分割納付することが許可され、延滞税等もかからない。

10月1日、英国歳入関税庁はまた、自己申告の所得税納税者に対する税支援措置を発表した。発表には次のものが含まれる。

1. 同日発効の月次分割払い制度の納税義務の対象となる税額基準を10,000ポンド(12,936米ドル)から30,000英ポンド(38,808米ドル)へ引き上げる。
2. 支払計画の適格要件を満たすと、12か月の追加納付延長を受けられることができる。
3. 2019-20年の申告期限である2021年1月31日の申告書については、納付期限が1年延長され、2022年1月まで納付する必要がない。



ポーランド

2021年予算案の検討

9月30日、ポーランド議会下院は、2021年の予算案の検討案を可決した。この法案には、次のような措置が含まれる。

1. コロナウイルスのパンデミックからの税額控除を提供するために、2020年に発生した法人所得税の損失の遡及控除を認める。
2. 同じ支払先への年間200万ズウォティ(524,491米ドル)を超える源泉課税対象の支払いに対する「更正の請求に応じた払い戻し」に関連する源泉徴収税の規定を修正する。
3. 売上税の停止措置をさらに12月31日まで延長する。
4. 定額課税限度額を200万ズウォティに設定する。

5. 2021年に各タイプの自動車燃料の物品税率を1000キログラムあたり23ズウォティ(6米ドル)引き下げる。
6. 2021年から、電気に1メガワットあたり5ズウォティ(1.30米ドル)の物品税率を適用する。

2. 海外税務情報

ヨーロッパ



オランダ

2021年予算案

オランダ政府は2021年以降の税制案を含む2021年予算を発表した。予算は、Covid-19危機と、企業がオランダ経済に投資することを奨励する点に重点を置いている。投資を刺激するためにオランダ政府が講じた措置の1つは、雇用関係投資税額控除であり、オランダ国内で投資する際の給与税と社会保障負担金からの控除の相殺を可能にする。

【予算案の概要】

オランダで事業を行う多国籍企業(MNE)に関連する直接税の分野での主な措置は次のとおり。

1. 雇用関係投資税額控除の導入
2. 損金算入の対象となる「コロナ準備金」の導入
3. 欠損金の無制限の繰越および年間制限

4. 法人所得税率の変更
(245,000ユーロ以下の所得の税率を16.5%から15%へ引き下げ)
5. 清算および事業廃止にかかる損失制度の修正
6. 銀行と保険会社の過少資本税制の改正

間接税の分野では、以下の措置が発表されている。

7. 標準的な不動産譲渡税率の引き上げ
8. 標準的な不動産譲渡税率の範囲の拡大
9. 付加価値税(VAT)eコマースパッケージの延期



ギリシャ

2021年度予算案

10月5日、ギリシャ議会は2021年予算案の検討を可決した。同法案には、以下の措置が盛り込まれている。

1. 民間部門で働く従業員に対する社会保険拠出金を3%削減する。
2. 民間経済活動からの所得に対する特別連帯拠出金を廃止する。
3. 10月1日から6か月間の保険拠出なしで従業員を募集する。
4. 2021年4月まで適用されるコロナウイルスパンデミックの影響を受けるさまざまな種類の財・サービスに対する付加価値税率の引き下げを行う。
5. コロナウイルスパンデミックの影響を受ける住宅購入者に対する補助金付き融資を行う。



スペイン

コロナウイルスによる医薬品業界へのVAT税率0%を延長を公表

スペイン財務総務省は9月22日、Covid-19の影響に伴い、医療器具のEU内における輸入および購入に対しVATの税率を0%とする政策を、10月31日まで延長することを公表した。

2. 海外税務情報

ヨーロッパ



カザフスタン

日本とのDTA、議定書を掲載
日本の財務省はカザフスタンとの2008年のDTAと議定書、および10月1日に発効するMLIの統合テキストをオンラインで投稿した。MLIは以下の開始日より適用される。

1. 2021年1月1日：源泉徴収税
2. 2021年4月1日：その他すべての税金



ルクセンブルグ

2021年度予算案
ルクセンブルグ議会で2021年予算法案No.7666が受理された。この法案には、以下の措置が含まれる。

1. 2021年にはトン当たり20ユーロ(23米ドル)、2023年にはトン当たり30ユーロ(35米ドル)のエネルギー製品課税を導入する。
2. エネルギー効率の高い改修の賃貸住宅所有者に対して10年間で6%の加速減価償却率を導入する。
3. 減価償却額が100万ユーロ(120万米ドル)までの不動産及び賃貸住宅への投資については、加速償却率を6%から5%に引き下げ、4%を上限として100万ユーロを上乗せした金額を適用する。
4. 現行のストックオプション制度を廃止し、適格従業員利益分配給付の50%の所得税免除に置き換える。
5. 築10年以上の高齢者住宅の改修には3%の減価償却率を適用する。
6. 小規模事業者の付加価値税免除の基準を3万ユーロ(3万5,139米ドル)から3万5,000ユーロ(4万995米ドル)に引き上げる。

2. 海外税務情報

中東アフリカ



UAE

電子納税システムのアップグレード
UAE税務当局は電子納税システム eDirhamをアップグレードする計画を発表した。
今回のアップグレードにより、納税者はモバイルアプリケーションまたは新たな eDirhamカードを介して支払いを行うことができるようになる。なお、この新システムは2020年10月から実施され、翌11月には現行のシステムに置き換わる見込みである。



エジプト

2021年予算案
エジプト財務省は、2021年の予算案を発表した。この提案には、次のような対策が含まれる。

1. 年間免税額を8,000Eポンド(505米ドル)から15,000Eポンド(946米ドル)に引き上げる。
2. 不動産税の観光部門の施設とホテルを6か月間免除し、コロナウイルスのパンデミックの影響を受けた企業のすべての納税を最大3か月延期する。
3. 観光セクターの企業に利子付きローンを提供する。
4. パンデミックの影響を受けたセクターの債務額の最大5%の支払いに対する滞納税を決済する。



南アフリカ共和国

Covid-19による中小企業向けのPAYE延期計画の改訂を発表
8月28日、南アフリカ歳入庁は、コロナウイルスのパンデミックにより、8月26日に国会で可決された災害管理租税軽減管理法案に基づく中小企業向けの改訂された給与源泉税(PAYE)延期計画を発表した。発表には以下が含まれる。

1. 4月1日から8月31日まで源泉徴収された税金の延期
2. 2020年10月7日から2021年3月5日までの6回の均等分割払いでの税金の支払い
3. 後払いを反映するための、9月の雇用者勘定書(EPMSA)の修正

2. 海外税務情報

中東アフリカ



チュニジア

2021年財務法案

チュニジア財務省は2021年の財政法案について議会草案第124/2020号を提出した。法案には以下の措置が含まれる。

1. 2021年1月1日から始まる課税年度に18%の単一法人税率を導入するが、特定の経済部門では最低10%と最高35%の税率を維持する。
2. 10万ディナール(36,314米ドル)未満の収入を持つ中小企業のための新しい税制を確立し、その制度の下で課税所得を定義する。
3. 国内取引を移転価格税制から除外する。
4. 年間収益が4億ディナール(1億4,520万米ドル)を超え、関連当事者の取引からの収益が年間10万ディナール(36,314米ドル)を超える企業および取引カテゴリについて、年間移転価格開示レポートおよび文書を要求する。
5. 利益の再投資からの所得控除を50%に制限する。
6. 3,000ディナール(1,089米ドル)を超える現金取引に対する税額控除およびVAT還付を禁止する。
7. 個人向けの固定電話およびインターネットサービスのVAT率を7%に引き下げる。



© 2020 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved.

'Grant Thornton' refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton International Ltd (GTIL) and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.

このレポートは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、太陽Grant Thorntonの正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、太陽Grant Thorntonは責任を負いません。今回のレポートの情報を利用する必要がある場合、太陽Grant Thorntonからご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。
yoichi.ishizuka@jp.gt.com / mayuko.kimura@jp.gt.com